

令8現補都住工第3号

市宮須原住宅5号棟屋根改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-00	表紙・図面リスト	A-11	改修 立面図
A-01	特記仕様書 1	A-12	現況 矩計図
A-02	特記仕様書 2	A-13	現況 屋根詳細図
A-03	特記仕様書 3	A-14	改修 屋根詳細図
A-04	特記仕様書 4	A-15	現況 階段平面詳細図
A-05	特記仕様書 5	A-16	改修 階段平面詳細図
A-06	特記仕様書 6	A-17	現況 階段断面詳細図
A-07	設計・工事概要 配置図	A-18	改修 階段断面詳細図
A-08	現況 1・2・3・4階平面図	A-19	改修 電気設備図図
A-09	現況 R階平面図・屋根伏図		
A-10	現況 立面図		

市営須原住宅5号棟屋根改修工事

仕 様 書

I 共通仕様

1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「改修仕様」という。）により、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「標仕」という。）による。

2. 改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
（１）「工事請負契約書」を
魚沼市建設工事請負基本約款」（以下「約款」という。）に読み替える。
（２）「監督職員」を「監督員」に読み替える。
（３）「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。

Ⅱ 特記仕様

1. 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
2. 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
3. 特記事項の記載の[]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

章 項 目

① ① 工事实績情報 サービス(CORINS)への登録

2 概成工期 ※工期 令和 年 月 日 [1.2.1]

3 内部の工事期間等 ※着手 令和 年 月 日 ～ 終了 令和 年 月 日までとする。
※部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。
※次の作業は内部工事着手前に行える。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。
※外周足場組等の仮設工事
※工場制作のための現場寸法調査

4 品質計画等 建築基準法に基づき指定する条件 [1.2.2]
・地区の区分に応じた風速(Vo(m/sec)) ・30 ・32
・地表面粗度区分 ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ
・多雪地域の指定 積雪区分 建告示第1455号 別表()

5 工事の記録等 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は「工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課）」による。 [1.2.4]

6 電気保安技術者 ※要() [1.3.3]

⑦ 発生材の処理等 10追加特記 7「発生材の処理等」による。 [1.3.12]

8 特別な材料の工法 改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定工法による。

9 施工数量調査の方法 目視及び打診(必要に応じて破壊)による調査を行う。調査範囲及び調査内容は各章による。 [1.6.2]

10 技能士 [1.7.2]

通用工事種別	技 能 検 定 の 職 種
防水改修工事	・ｱｽﾌﾙﾄ防水工事作業 ・塗膜防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・左官 ・建築板金(内外装板金作業)
外壁改修工事	・左官 ・ﾀｲﾙ張り ・塗装(建築塗装作業) ・樹脂接着剤注入施工
建具改修工事	・サッシ施工 ・ｶﾞﾗｽ施工
内装改修工事	・建築大工 ・左官 ・表装(壁紙作業) ・内装仕上げ施工(・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ床床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾎﾟﾞ仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業) ・ﾀｲﾙ張り
塗装改修工事	・塗装(建築塗装作業)
耐震改修工事	・とび ・型枠施工 ・鉄筋施工
環境配慮改修工事	・防水施工(ｱｽﾌﾙﾄ防水工事作業) ・ｶﾞﾗｽ施工 ・造園
ﾌﾞﾛｯｸALCﾊﾞﾙｷﾞ工事	・ﾌﾞﾛｯｸ建築 ・ALCﾊﾞﾙｷﾞ施工
石工事	・石材施工(石張り作業) ・

※ これにより難い場合は監督員と協議する。

11 見本施工 ※実施する() [1.7.5]

12 化学物質の濃度測定 10追加特記 8「化学物質の濃度測定」による。 [1.7.9]

⑬ 完成図等 ※下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は、監督員の指示による。
提出部数等(A3 1部 CADデータ)
・案内図及び配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 [1.9.1～1.9.3]
・仕上表 ・建物の保全に関する説明書(取扱説明書を含む。)
・その他監督員が指示した図面

⑭ 施工図等の取扱 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。

⑮ 工事完成写真 工事履行後、整理のうえ監督員に提出する。 提出部数 部
同一箇所の改修前と改修後が比較出来るようにし、撮影箇所及び撮影方向が分かるキープランを添付する。

16 工事施工状況写真 工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)による工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編(令和5年版)」を参考に、監督員に提出する。

提出部数 部
印刷物若しくは電子データ(DVD等のメディア)で提出する。

⑰ 設備工事との取合い 10追加特記 6「工事区分表」による。

2 仮設

2 監督員事務所等

工事

③ 工事用水

④ 工事用電力

⑤ 仮設建物等

⑥ 足場

7 養生

8 仮設間仕切り

⑧ ① 施工数量調査

防水改修工事

③ 防水保証

4 アスファルト防水

・防音パネル ・防音シート [2.1.3]

防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲：図示による

・監督員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ m程度を設ける。 [2.4.1]
・仮設事務所の中に監督員用空間を m程度確保する。
・監督員が使用できる備品として、下記のものを用意中現場に用意し、貸与する。
・保護帽 ケ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組

構内既存の施設 ・利用できない ※利用できる(※有償 ・無償)

構内既存の施設 ・利用できない ※利用できる(※有償 ・無償)

現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。

「手すり先行工法に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」に基づく足場の設置に当たっては、 [2.2.1]
同「ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」の別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

既存部分の養生 ※ビニールシート、合板等 [2.3.1]
既存家具等の養生 ※ビニールシート等 ・ [2.3.1]
備品の移動 [2.3.1]
※監督員の指示による施設内移動とする。(対象備品の移動先は、図示による)
・行わない

仮設間仕切り等の種別 [2.3.2][表2.3.1]

種 別	下 地	仕上り材(厚さmm)	充填材(mm)	塗 装
・A種	※経量鉄骨	※せつこうﾎｰﾄﾞ(※9.5 ・)	厚さ()	※無し
※B種	・木造	・合板(※9 ・)		・片面・両面
・C種	単管	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	合板張り程度	・行う	※無し
・			厚さ()	・片面・両面

下記の調査結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。
調査範囲
屋根、庇等の防水改修工事の対象となる既存ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等
調査内容
ひび割れの幅及び長さや屋根面等に図示する。
浮き部分、欠損部を屋根面等に表示する。また、脆弱部を調査する。
部分的な水はけ不良部や勾配不良の箇所を屋根面等に表示する。

※ 防水工事は、以下のいずれかの施工業者（元請業者又は一次下請業者に限る）による施工とする。

○新潟県内に主たる事業所を置く事業者であり、かつ以下のいずれかの資格を有する者が所属している事業者。なお、当該資格を有する者が本工事の施工に関与することとする。契約後、証する資料の写しを提出し監督員の確認を受けること。

・建築仕上げ改修施工管理技術者〔(一財)建築保全センター〕 ・防水施工管理技術者（Ⅰ種）〔(一社)全国防水工業協会〕 ・登録防水基幹技能者〔(一社)全国防水工業協会〕	
---	--

○新潟県防水工業業協同組合員

・提出しない

※「受注者」「一次下請業者」「補償団体・損害保会社又は新潟県防水工業業協同組合」と三者連名の保証書を提出する。
ただし、これにより難い場合は監督員と協議すること。

工 法 種 別	施 工 箇 所	保 証 期 間
・工 法		10年間
・工 法		10年間
・工 法		10年間

※保証書の提出部数 正本 1部

3.1.4][表3.1.1][3.3.3][表3.3.3～表3.3.10]

防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水工法の種別	立上り部の保護工法
・PIB		・B-1 ・ B-2	・
・PIBI		・BI-1 ・ BI-2	・
・P2AI		・AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3	・
・P2A		・A-1 ・ A-2 ・ A-3	・
・M4C		・C-1 ・ C-2	
・M3D ・ POD		・D-1 ・ D-2	
・PODI		・DI-1 ・ DI-2	
・M3DI		仕上げ塗料塗り	
・M4DI		※有(・ｼｪﾙﾊﾞｰ ・ ｶｰｰ)	
屋内防水	・PIE ・ P2E	・E-1 ・ E-2	・保護層を設ける

仕上塗料の使用量は製造所の仕様による

アスファルトの種類 ※3種 ・ [3.2.2][3.3.2]

・二重ドレンの設置(・POD工法 ・PODI工法) [3.2.5]
・既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去(M4C工法、M4DI工法) [3.2.6]
・粘着層付改質ｱｽﾌﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 厚さ(mm) ※1.5以上 ・ [3.3.2]
・改質ｱｽﾌﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 厚さ(mm) ※3.0以上 ・ [3.3.2]

③ 4 アスファルト防水

防水改修工法の種類

7 塗膜防水

8 脱気装置

・断熱材（屋根保護又は露出防水断熱工法） [3.3.2]
厚さ(mm) ※25 ・
材質 屋根保護防水断熱工法 ・押出法ｶﾞﾗｽﾌｨﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種BA(ｽﾜﾞ層付)(JIS A 9521 建築用断熱材)

材質 屋根露出防水断熱工法 ・ﾋｰｽﾞ 法ｶﾞﾗｽﾌｨﾝﾌｫｰﾑ断熱材
・押出法ｶﾞﾗｽﾌｨﾝﾌｫｰﾑ断熱材
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材（2種1号又は2号の場合、透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの）
・ｶﾞﾗｽﾌｨﾝﾌｫｰﾑ断熱材
・ﾌｪﾉﾙﾌｫｰﾑ断熱材

<

[illegible]

[illegible]

[illegible]

8-2 耐震改修工事	1 コンクリートの類別及び強度、品質	レディーミクストコンクリートの類別 ※Ⅰ類・Ⅱ類 普通コンクリートの設計基準強度 ※普通コンクリートの強度は構造標準図による コンクリートの仕上りの平たんさ ・a種 ・b種 ・c種	[8.1.3][表8.1.1] [8.1.3][8.1.4] [8.1.4][表8.1.5]	2 鉄骨製作工場	・監督員の承諾する製作工場 ・建築基準法第77条の4第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場	[8.1.5]	3 施工管理技術者	※適用する	[8.1.6]	4 鉄筋の種類	種類の記号 呼び名(mm) ・SD295 ・D16以下 ・SD345 ・D19以上 ・	[8.2.1][表8.2.1]	5 溶接金網	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法(たて×よこ) ※100×100 鉄線の径または呼び(mm) ※6.0 ・	[8.2.2]	6 あと施工アンカー	あと施工アンカーの材料 ・金属拡張アンカー ※接着系アンカー か) 素材の種類 ※有機系	[8.2.4]	7 セメントの種類	※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シライトセメントA種又は フライアッシュセメントA種 ・普通工コセメント ・高炉セメントB種(適用箇所:) ・フライアッシュセメントB種(適用箇所:)	[8.2.5][表8.2.3]	8 骨材の品質	7)カリウム反応性による区分 ・A ※B(コンクリート中の7)カリ総量R _{eq} =3.0kg/m ³)	[8.2.5]	9 混和材料の種類	※混和剤 ・混和材(※JIS A 6202による膨張材 ・)	[8.2.5]	10 型枠	スラブの材料、規格等 ・図示	[8.2.7]	11 鋼材	鋼材の材質 種類の記号 適用箇所 規格等 ・SS400 ※JIS規格による ・SN400B ※JIS規格による ・	[8.2.8][表8.2.7]	12 高力ボルト	高力ボルトの適用 ※トルネード形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト	[8.2.9]	13 モルタル及びグラウト材	柱底均しモルタル ※無収縮モルタル ・ グラウト材 ※無収縮グラウト材 ※プレミックス形 ・現場調合形 無収縮モルタルの品質及び試験方法 ※圧縮強度試験は、公的機関で行う。 ブリーディング ・練混ぜ2時間後のブリーディング率:2.0%以下 無収縮性 ・材齢7日:収縮しない 圧縮強度 ・材齢3日: N/mm ² 以上 ・材齢28日: N/mm ² 以上 コンシステンシー ・JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm、高さ100mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮強度の試験方法)により行う。 ・図示による。	[8.2.12] [8.2.12] [表8.2.10]	14 連続繊維シート巻き	材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの 材質 引張り強度(含浸硬化後) ・2500N/mm ² 以上 ・3000N/mm ² 以上 ヤング係数(含浸硬化後) ・2.35×10 ⁴ N/mm ² 程度 ・2.00×10 ⁴ N/mm ² 以上 工法 ※(一財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 下地調整 仕上げ材の除去 ※行う ・行わない 柱及び梁の隅角部の面取り ※工法の評価内容による ・	[8.2.13] [8.2.13] [8.2.13]	15 鉄筋の継手	継手工法 継手方法 呼び名(mm) 適用箇所 ・ガス圧接 ・重ね継手 ・	[8.3.4]	16 鉄筋の最小かぶり厚さ	最小かぶり厚さは、目地底から算定する。 ※耐久性上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。 施工箇所 改修標仕8.3.6の値に加える寸法(mm) 柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面	[8.3.5][表8.3.6]	17 打増し壁に用いるシフト材	現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシフト材 種類 ※「6 あと施工アンカーの材料」による 間隔(mm) ※500×500 ・図示	[8.3.7]	18 圧接完了後の試験	圧接部の確認試験 ※超音波探傷試験 ・引張試験	[8.3.8]	19 あと施工アンカーの施工	穿孔前の埋込み配管等の探査方法 ※電磁波レーダー法 ・電磁誘導法 ・X線法	[8.12.4]	20 あと施工アンカーの施工確認試験	※全数の打音検査 ※引抜き耐力試験 範囲 ※改修標仕8.12.7による ・補強壁1枚あたり3本(梁下・柱・床(または梁上)各1本)以上 確認強度 ※あと施工アンカーの確認強度は構造標準図による	[8.12.7]	21 鉄骨の工作図	高力ボルト及び普通ボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※建築工事監理指針による ・図示	[8.13.2]	22 鉄骨工作仮組	※行う	[8.13.10]	23 開先形状	※鉄骨工事技術指針による ・図示	[8.15.4]	24 スカラップ	※図示による ・監督員の指示による	[8.15.7]	25 溶接部の試験	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う	[8.15.12]	26 錆止め塗料	※工場1回塗り、工事現場1回塗り ・工場2回塗り 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う(塗装範囲:※図示 ・ ※行わない 上記以外 ※改修標仕8.17.2(1)による ・図示 塗料種別 ※A種 ・B種	[8.17.2]~[8.17.4] 塗料種別: ()	8-2 耐震改修工事	27 耐火被覆	種別 所要性能及び適用構造区分 ・耐火材吹付け ・乾式吹付けロッキングール ・半乾式吹付けロッキングール ・湿式ロッキングール ・ ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・張りも外塗り ・耐火塗料 耐火性能 ※建築基準法の規定に基づく所定の性能を有すること。 摩擦面の処理 ※プラスト処理 ・りん酸塩処理 目荒らしの程度 ※柱・梁面 打継ぎ面の15~30%程度 ※増打ち壁増設 既存壁打継ぎ面の10~15%程度 ※平均深さ2~5mm(最大5~7mm)程度の凹部を施す ・監督員の指示による 工法の種類 ※流し込み工法 ・圧入工法 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ※ポリスチレンフォーム保温材等を埋込む ・図示 幅 ※30mm~50mm程度 ・長さ ※300mm以上 形状 ※完全スリット(※既存鉄筋切断 ・既存鉄筋を本残す) ・部分スリット(既存コンクリートを厚さ50mm程度残す) 撤去部の補修 ・撤去材と同一材 ※無収縮モルタル(圧縮強度30N/mm ² 以上)	[8.18.2] [8.18.3] [8.20.5] [8.21.3] [8.21.8][8.23.5] [8.23.5] [8.25.2]	9 環境配慮改修工事	① 石綿含有建材の処理	※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等での作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け 技術上の指針公示第22号) ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月(厚生労働省、環境省) ・新石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会) 除去工法 ※改修標仕9.1.3による。 石綿含有保温材等の除去 除去工法 ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらしで行う。 ・掻き落とし・破碎・切断等による除去を行う。 ※9.1.3「石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 石綿含有成形板等の除去 養生等 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 作業場所周辺の養生(養生シート等) ・行う ・行わない 石綿含有成形板の種類 材 料 名 使 用 部 位 厚 さ (mm) 備 考 ※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 除去工法 ※改修標仕9.1.6による。 除去した石綿等の処分等 除去した石綿等の処分 ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理 外断熱改修 外装材の種類 施 工 箇 所 防火性能 備 考 断熱材の種類 ・(厚さ: mm) 既存外壁材の撤去 ・行う ・行わない 下地面の清掃 ・行う ・行わない 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合 ※4.1.4「外壁改修工法の種類」による 建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を [9.2.4] 改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。 不陸等の下地調整 ・ 断熱材の施工 ・断熱材製造所の仕様による ・ 外装材の施工 ・外装材製造所の仕様による ・ 通気層 ・設ける(厚さ: mm) ・設けない 外装材の外壁への取付け ・図示 ・	[9.1.3] [9.1.4] [9.1.5] [9.1.6] [9.1.3~9.1.6] [9.2.2] [9.2.2] [9.2.3] [9.2.3] [9.2.4] [9.3.2] [9.3.2] [9.3.3] [9.4.3] [9.4.3] [9.4.3] [9.4.4] [9.5.2]	※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等での作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け 技術上の指針公示第22号) ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月(厚生労働省、環境省) ・新石綿技術指針対応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設業労働災害防止協会) 除去工法 ※改修標仕9.1.3による。 石綿含有保温材等の除去 除去工法 ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらしで行う。 ・掻き落とし・破碎・切断等による除去を行う。 ※9.1.3「石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 石綿含有成形板等の除去 養生等 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 作業場所周辺の養生(養生シート等) ・行う ・行わない 石綿含有成形板の種類 材 料 名 使 用 部 位 厚 さ (mm) 備 考 ※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 除去工法 ※改修標仕9.1.6による。 除去した石綿等の処分等 除去した石綿等の処分 ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理 外断熱改修 外装材の種類 施 工 箇 所 防火性能 備 考 断熱材の種類 ・(厚さ: mm) 既存外壁材の撤去 ・行う ・行わない 下地面の清掃 ・行う ・行わない 断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合 ※4.1.4「外壁改修工法の種類」による 建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を [9.2.4] 改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。 不陸等の下地調整 ・ 断熱材の施工 ・断熱材製造所の仕様による ・ 外装材の施工 ・外装材製造所の仕様による ・ 通気層 ・設ける(厚さ: mm) ・設けない 外装材の外壁への取付け ・図示 ・	2026.02	A-05
---------------	-----------------------	---	--	-------------	--	---------	--------------	-------	---------	------------	---	-----------------	-----------	---	---------	---------------	--	---------	--------------	--	-----------------	------------	--	---------	--------------	--------------------------------------	---------	----------	-------------------	---------	----------	---	-----------------	-------------	---	---------	-------------------	---	-----------------------------------	-----------------	--	----------------------------------	-------------	--	---------	------------------	---	-----------------	--------------------	---	---------	----------------	-------------------------------	---------	-------------------	--	----------	-----------------------	--	----------	--------------	---	----------	--------------	-----	-----------	------------	---------------------	----------	-------------	----------------------	----------	--------------	-------------------------	-----------	-------------	---	---------------------------------------	---------------	------------	---	--	---------------	----------------	--	--	--	---------	------

⑩追加工事特記

1 公共事業労務費調査への協力

※協力する

2 工事監理方式

共同監理 ・ 有り ・ 無し

3 適用基準等

・ 営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設設評価室）
※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成）

4 総合図

※作成する

5 工事成績評定

※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
（様式等は、工事運行マニュアルによる。）

6 工事区分表

注）原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項	目	建	電	空	衛	昇	備	考
躯体関係								
1. RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通スリ-ﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○		
	補強を要する型枠材及び取付け	○						
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○						
スリ-ﾌﾞ・型枠の穴埋め		○	○	○	○	○		
	S・SRC造貫通鋼管スリ-ﾌﾞ・補強	○						
	使用されたスリ-ﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○		
3. 設備機器の基礎	予備スリ-ﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○		
	建築設計図に記入のあるもの	○						
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）	○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○						
	屋上基礎で押さえコンにア-ﾎﾞｰｼｰない軽微なもの		○	○	○			
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○			
屋内受水ｼﾝｸﾞ用の基礎	○							
仕 上 げ 関 係								
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○						
	補強を要しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○			
	開口部の墨出し		○	○	○			
電 気 関 係								
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○			二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○					一次側
	機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線			○	○			
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）								
天井材	取外し再取付（各種配管配線作業用）	○	△	△	△	△		小規模は要協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△	△		小規模は要協議
流し台、ガス台		○						
便所手洗いｶﾝﾀｰ		○						衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台						○		
ガス漏れ警報器						○		
24H換気扇	機器納入				○			取付は電気設備
連動スイッチ	取付		○					機器納入は衛生設備
湯沸器	機器納入				○			取付は電気設備
連動スイッチ	取付	○						機器納入は衛生設備

7 発生材の処理等

1 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 資 材 名	規 格	使 用 箇 所	再資源化施設名・所在地	備 考

2 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

免 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

受入工事名／施設名称	
工事場所／施設所在地	
連絡先	
仮置場所の有無	
備考	

⑩追加工事特記

④ 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	金属くず、木くず、ガラス・陶器類、廃プラスチック、廃石膏ボード、その他がれき類
処 理 施 設 名 称	クラッシングセンター（株）
施 設 所 在 地	南魚沼市1472-1
連絡先	025-779-3330
備考	

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

⑧ 化学物質の濃度測定

1)測定時期

測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。

測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時とする。

※ 測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、6) の措置を講じる時間を見込むこと。

2)測定対象物質

※ホルムアルデヒド（指定値0.08ppm以下）

※トルエン（指定値0.07ppm以下）

※キシレン（指定値0.05ppm以下）

※エチルベンゼン（指定値0.88ppm以下）

※スチレン（指定値0.05ppm以下）

・パラジクロロベンゼン（指定値0.04ppm以下）

3)測定室

・ 室（測定箇所 箇所）

・ 室（測定箇所 箇所）

・ 室（測定箇所 箇所）

4)測定方法

測定機器

※パッシブ型採取機器 ・ 監督員の承諾する機器

測定要領（パッシブ型測定法の場合）

※ 測定前の措置

測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉（造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

※ 測定は次のイ～ハによる。

イ 上記測定前の措置の状態のままで測定する。

ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう10時30分から18時30分までの時間帯で測定する。

ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

※ その他

上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

5) 測定結果の分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送り濃度を測定する。

6)測定結果が指針値を超えた場合の措置

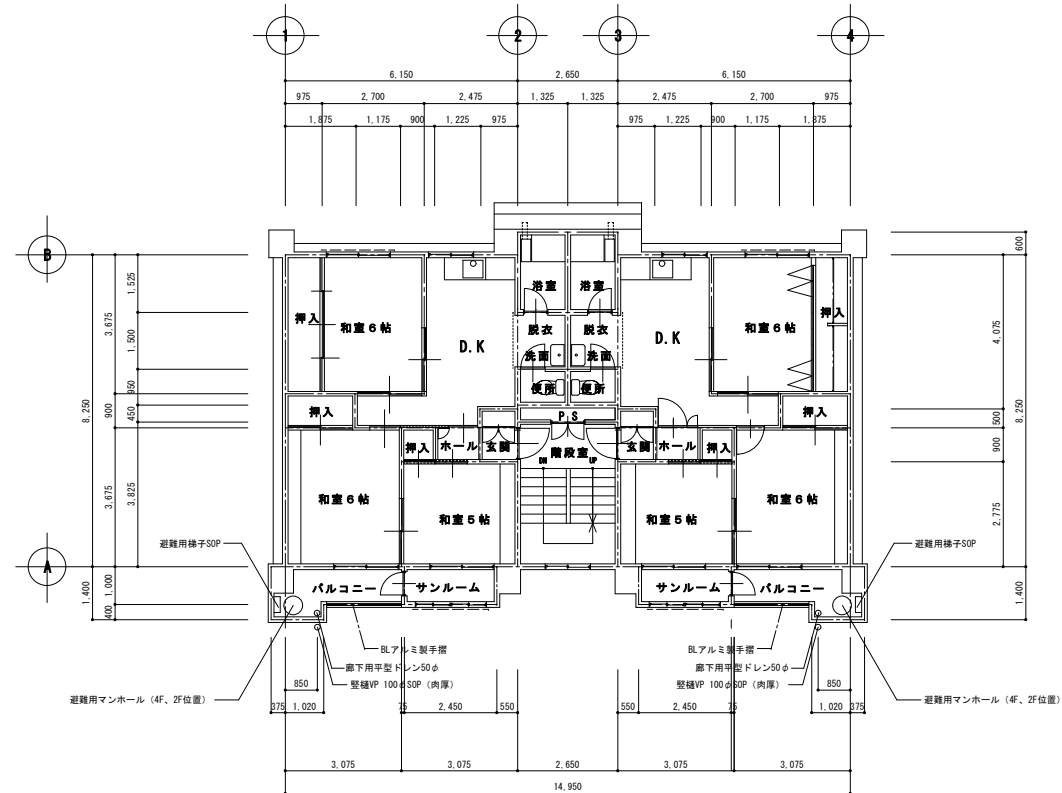
※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4）、5）により、測定を行う。

7)報告書の提出

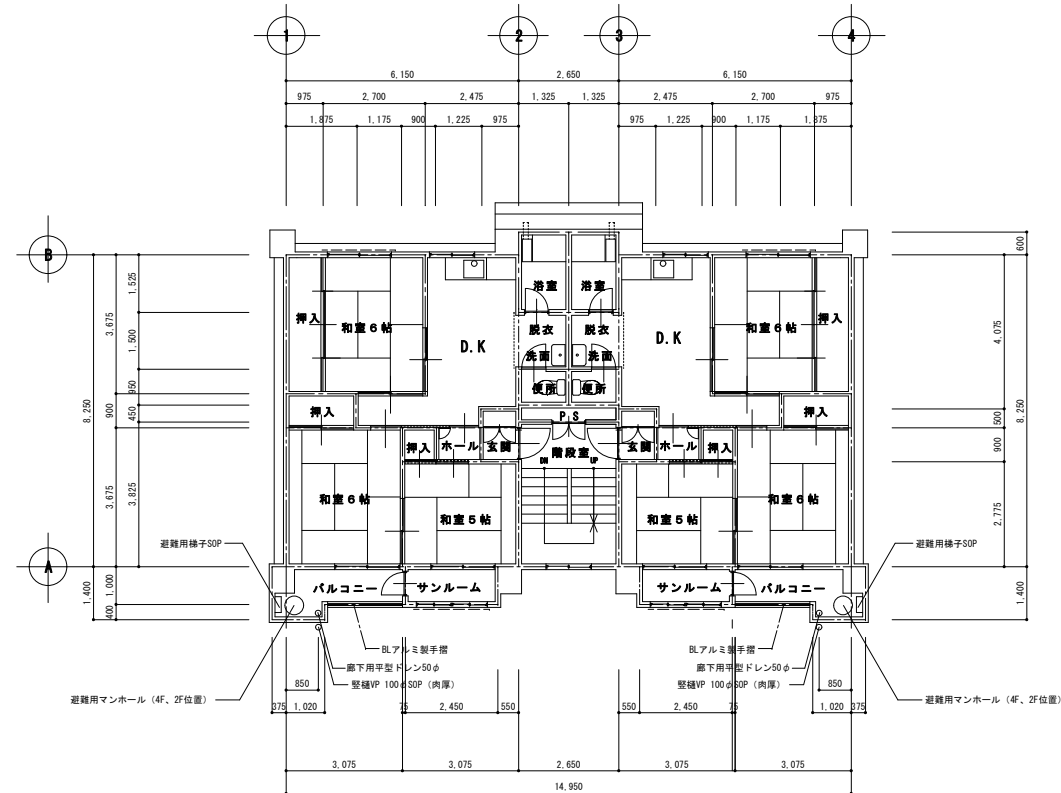
※測定結果の報告書を完了検査日までに監督員に提出する。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了までに測定結果速報を監督員に提出する。

9 中間技術検査

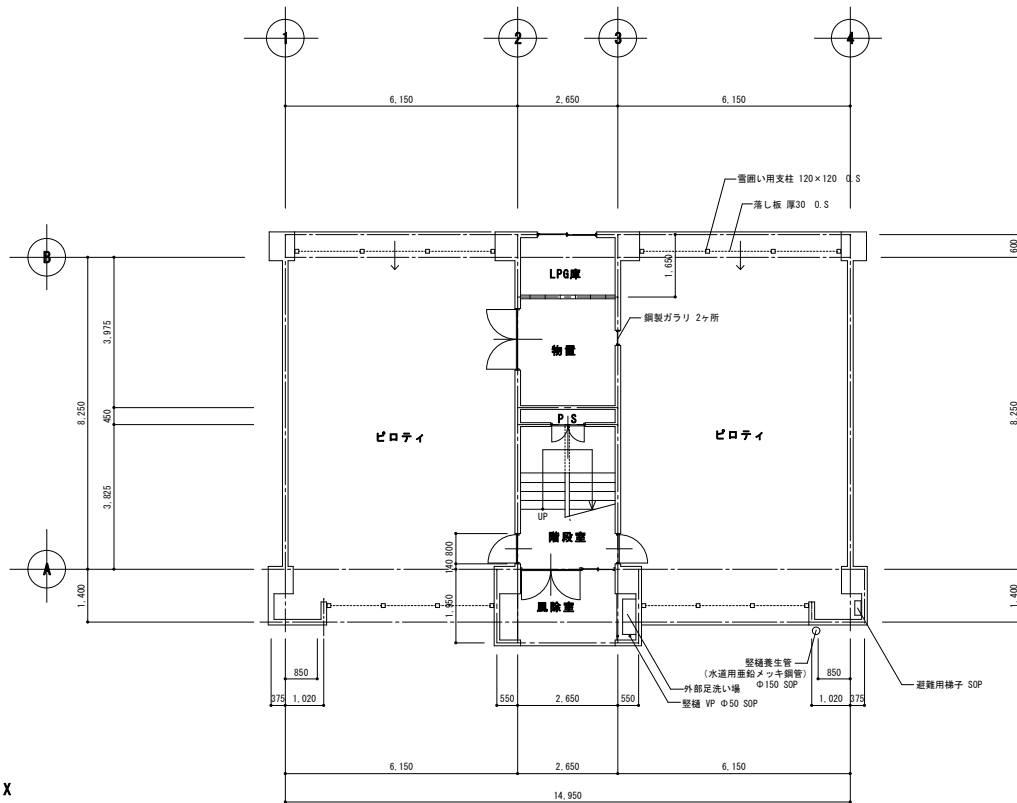
低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。検査時期については、工事現場着事前に監督員と協議すること。



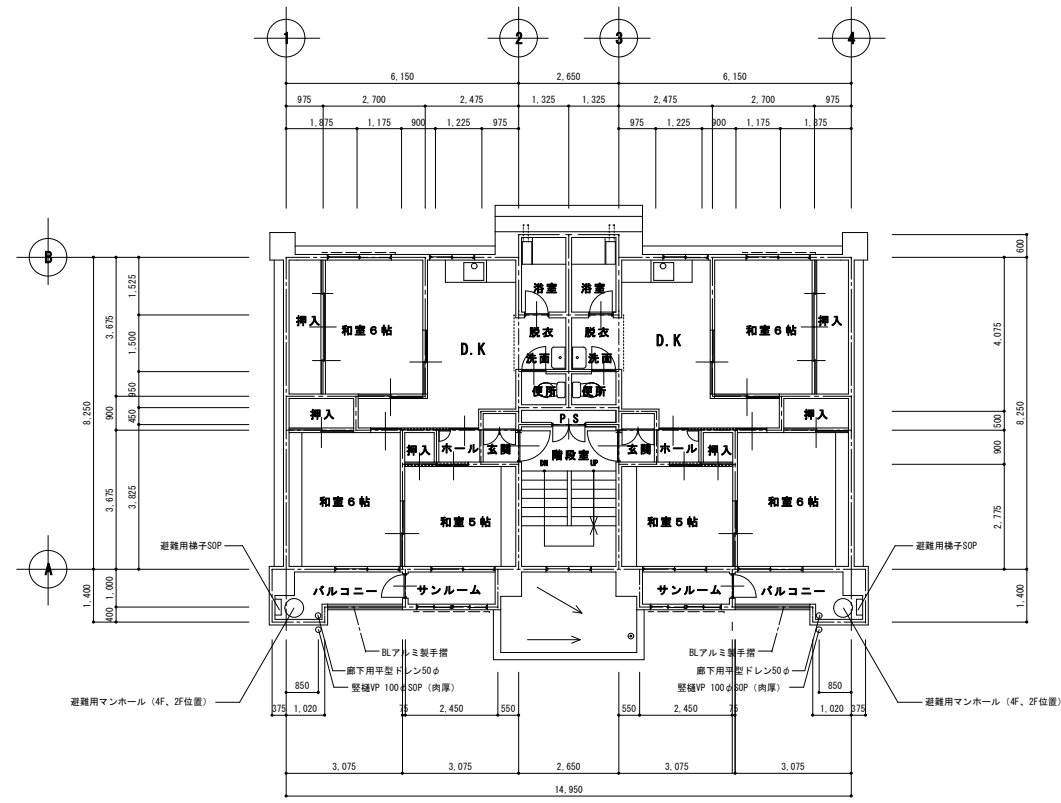
3階平面図 S=1/100



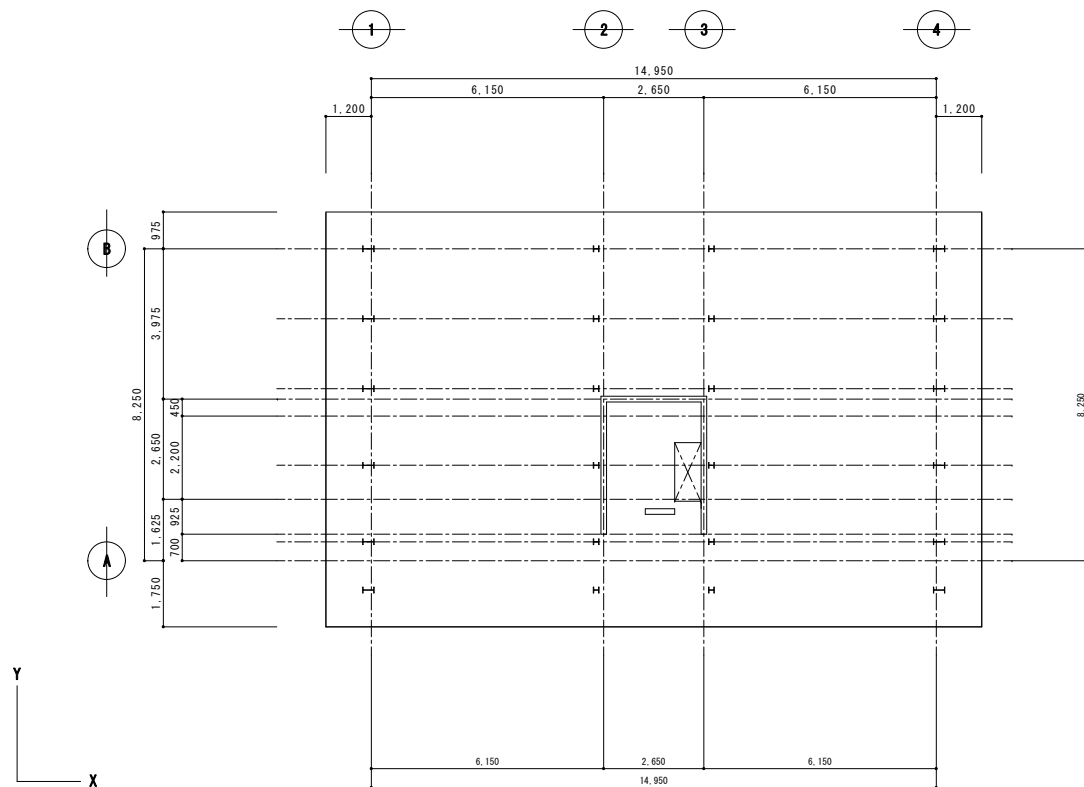
4階平面図 S=1/100



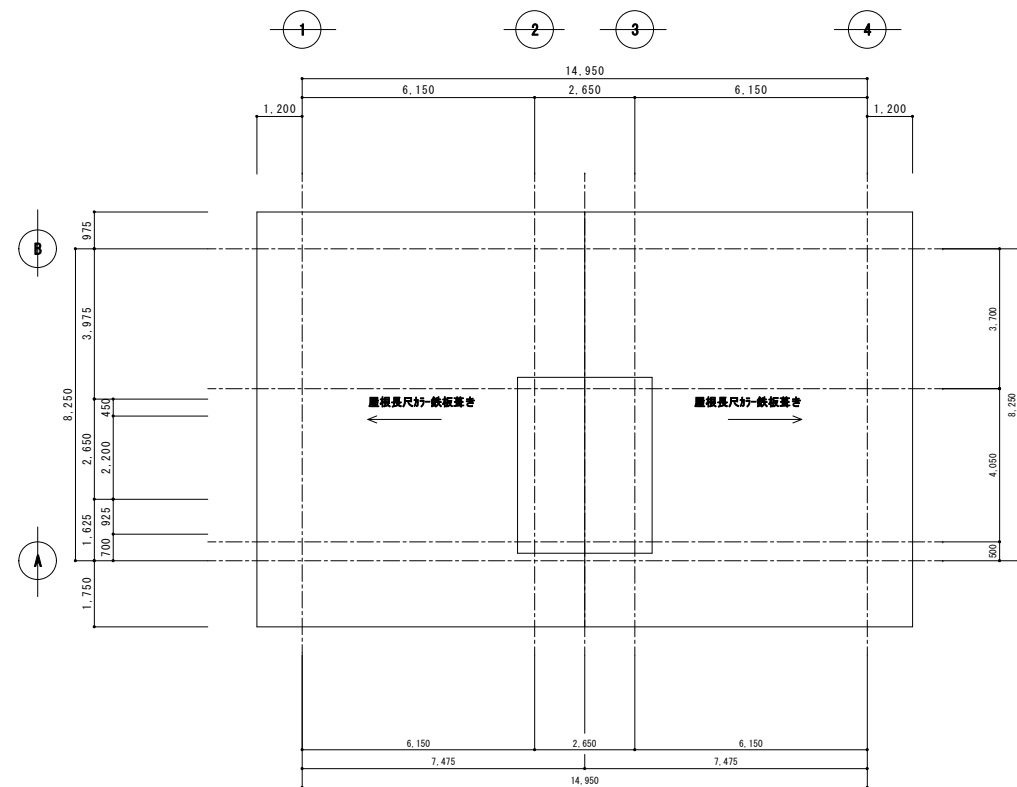
1階平面図 S=1/100



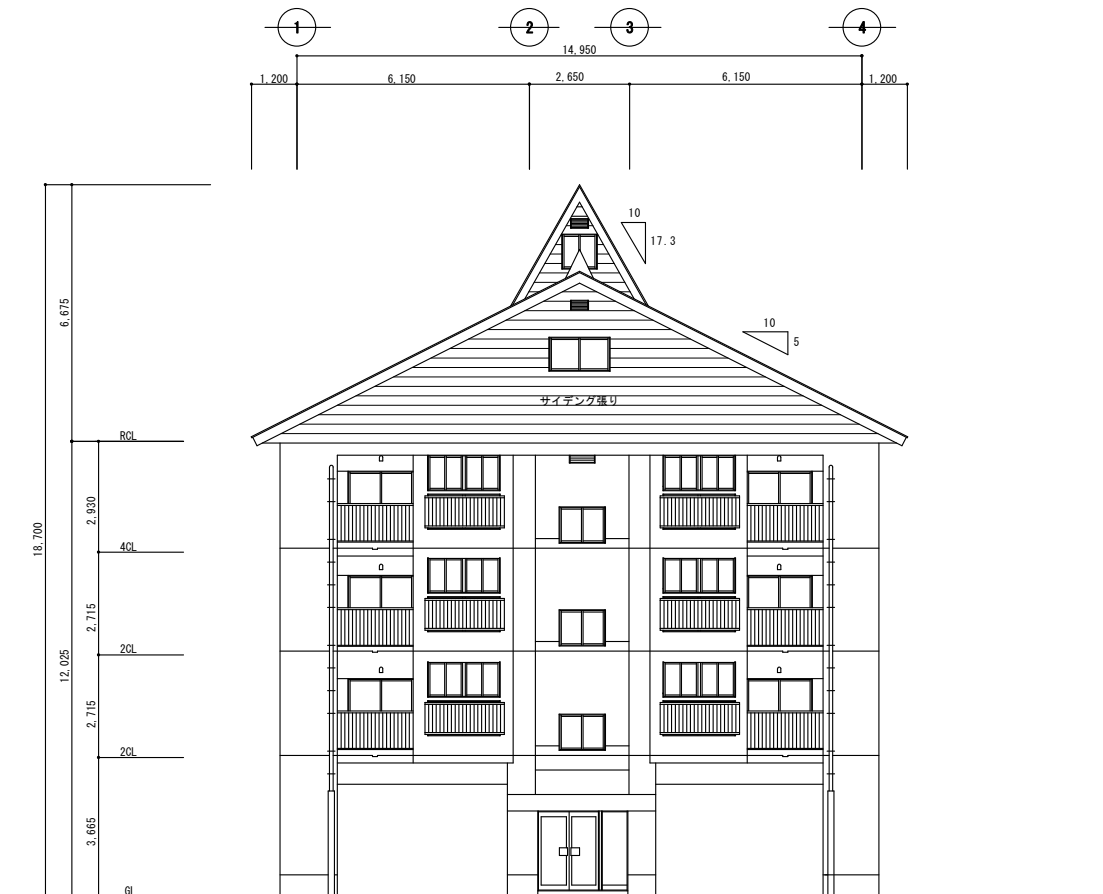
2階平面図 S=1/100



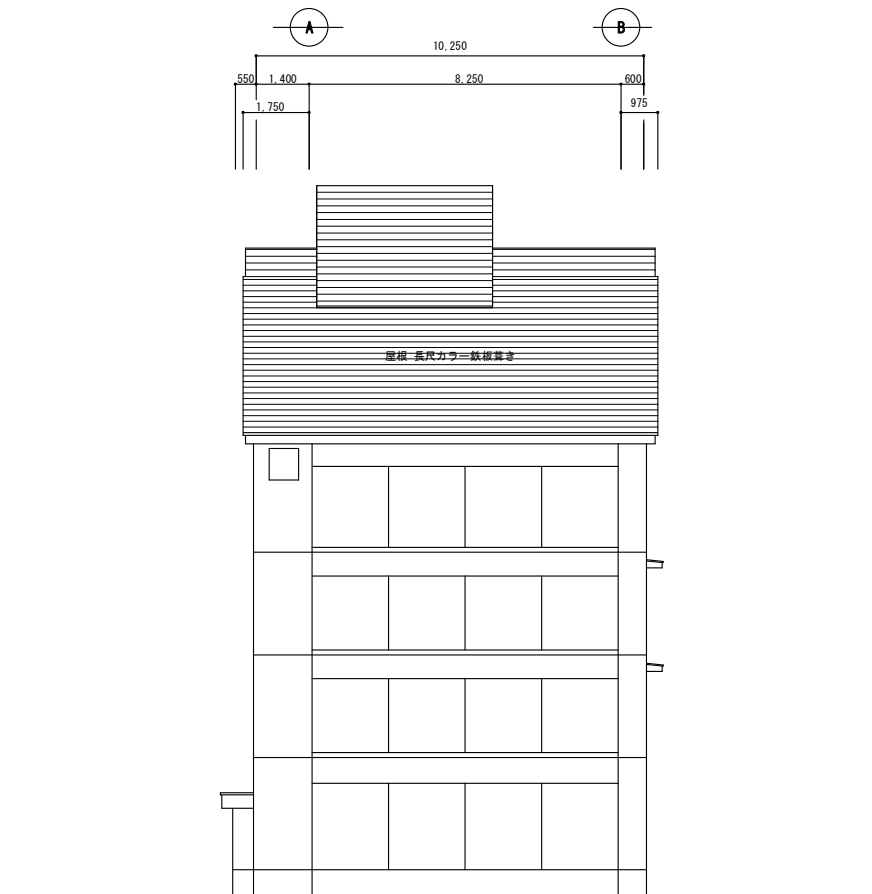
R階平面図 S=1/100



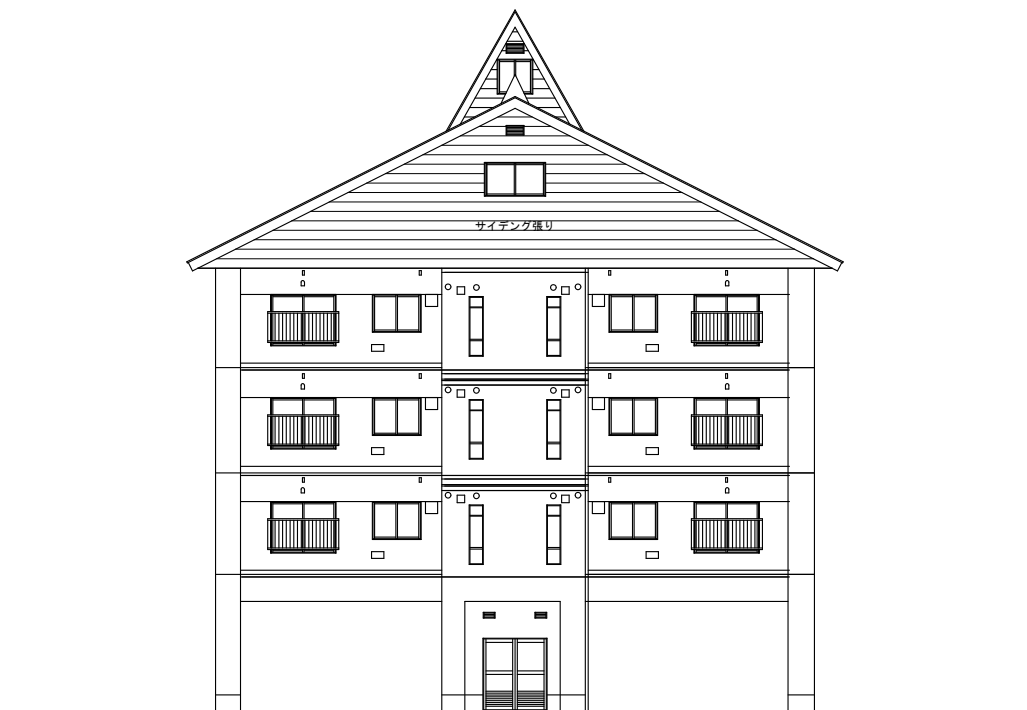
屋根伏図 S=1/100



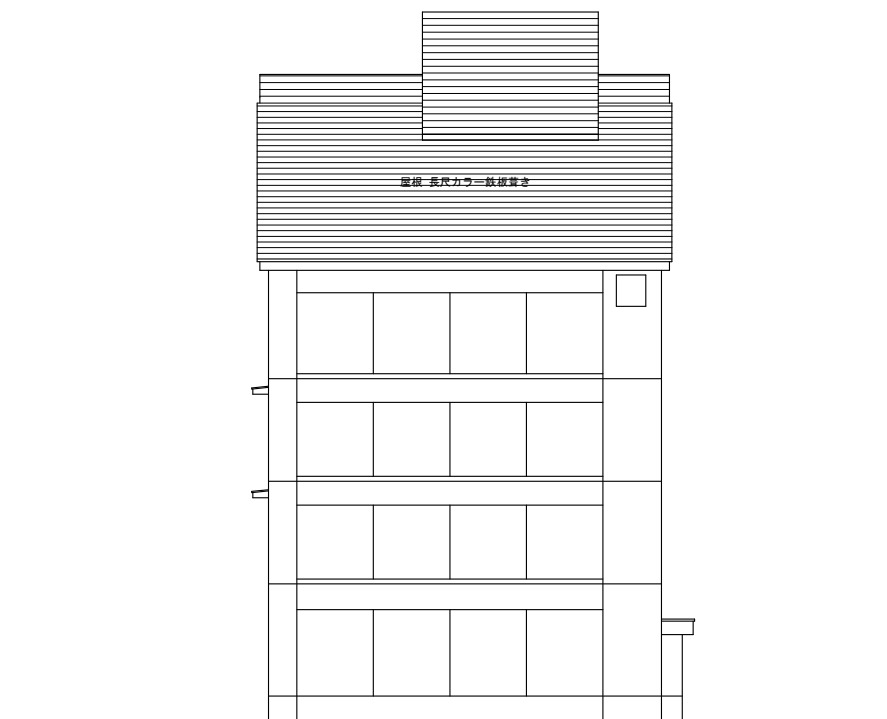
南側 立面図 S=1/100



東側 立面図 S=1/100



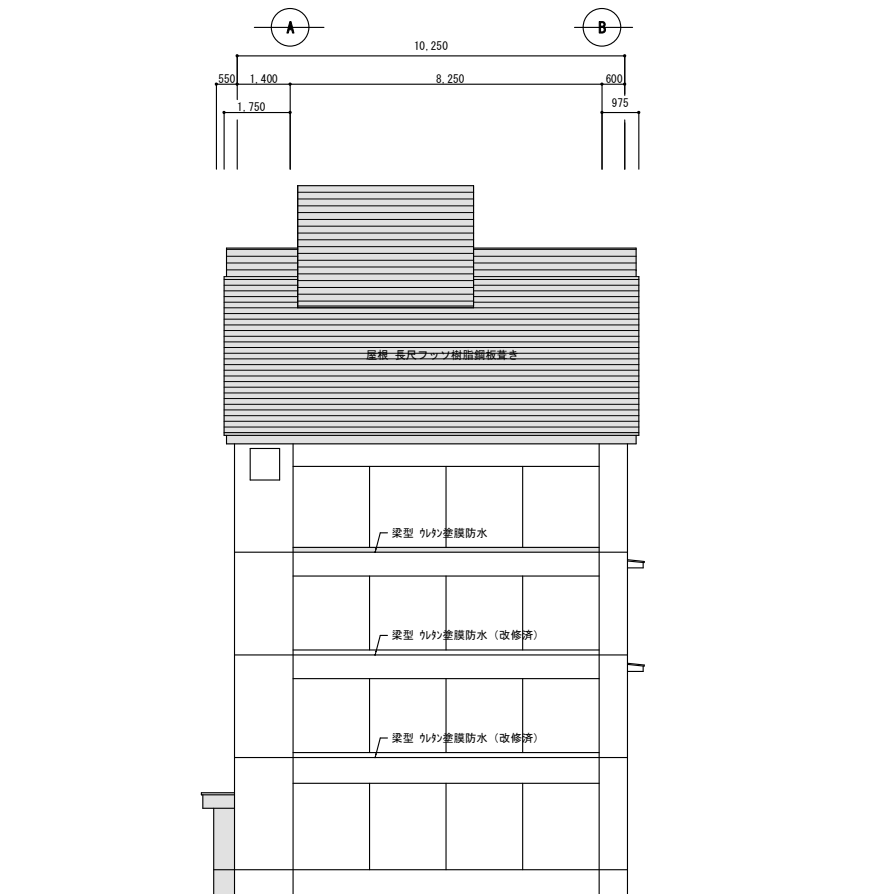
北側 立面図 S=1/100



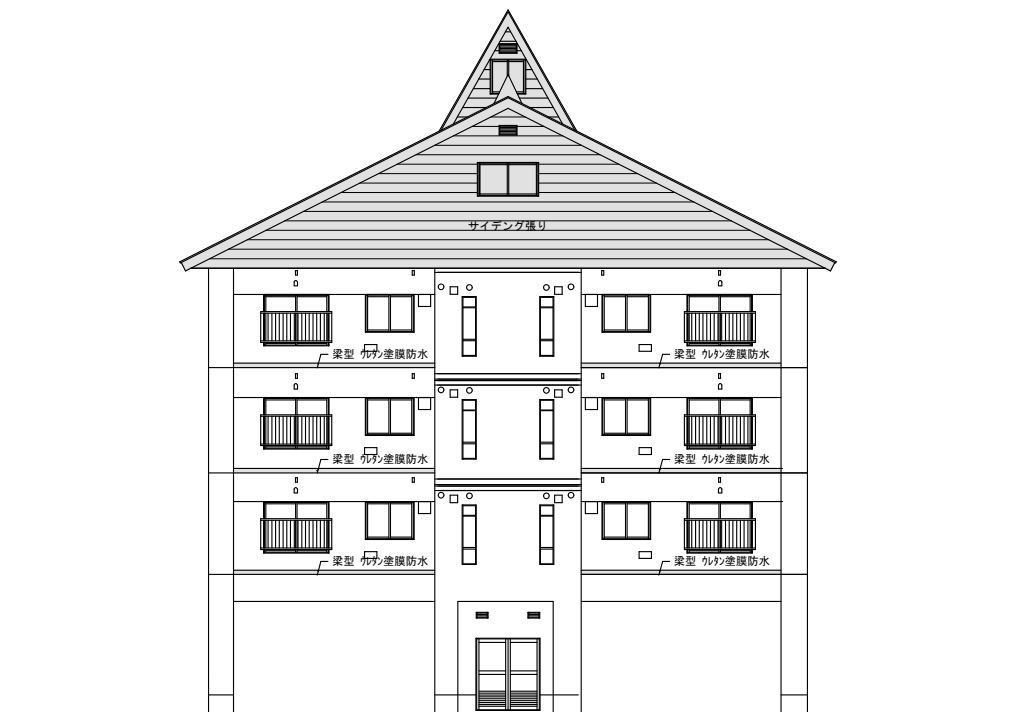
西側 立面図 S=1/100



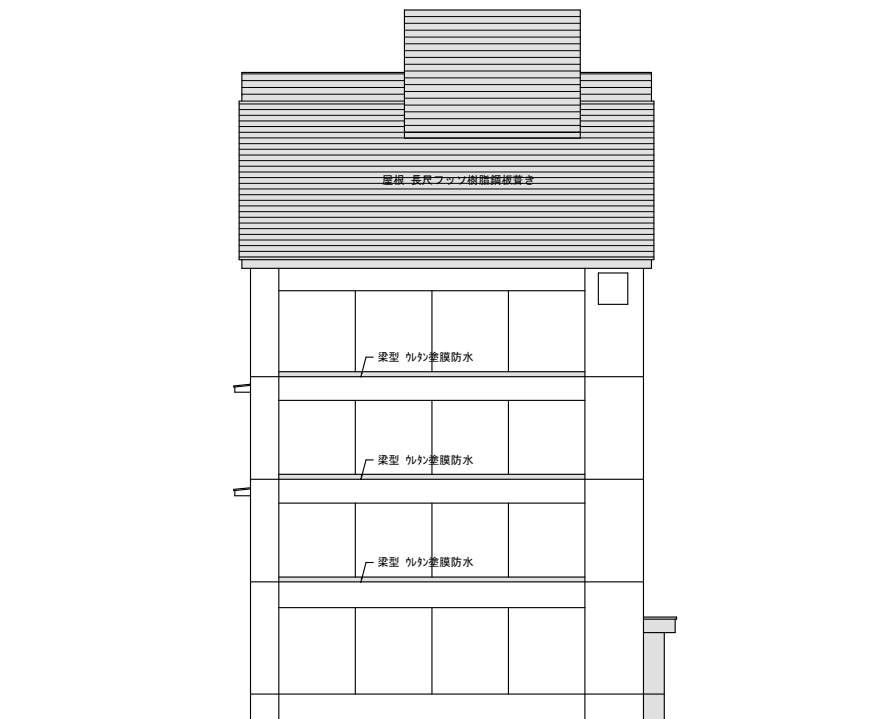
南側 立面図 S=1/100



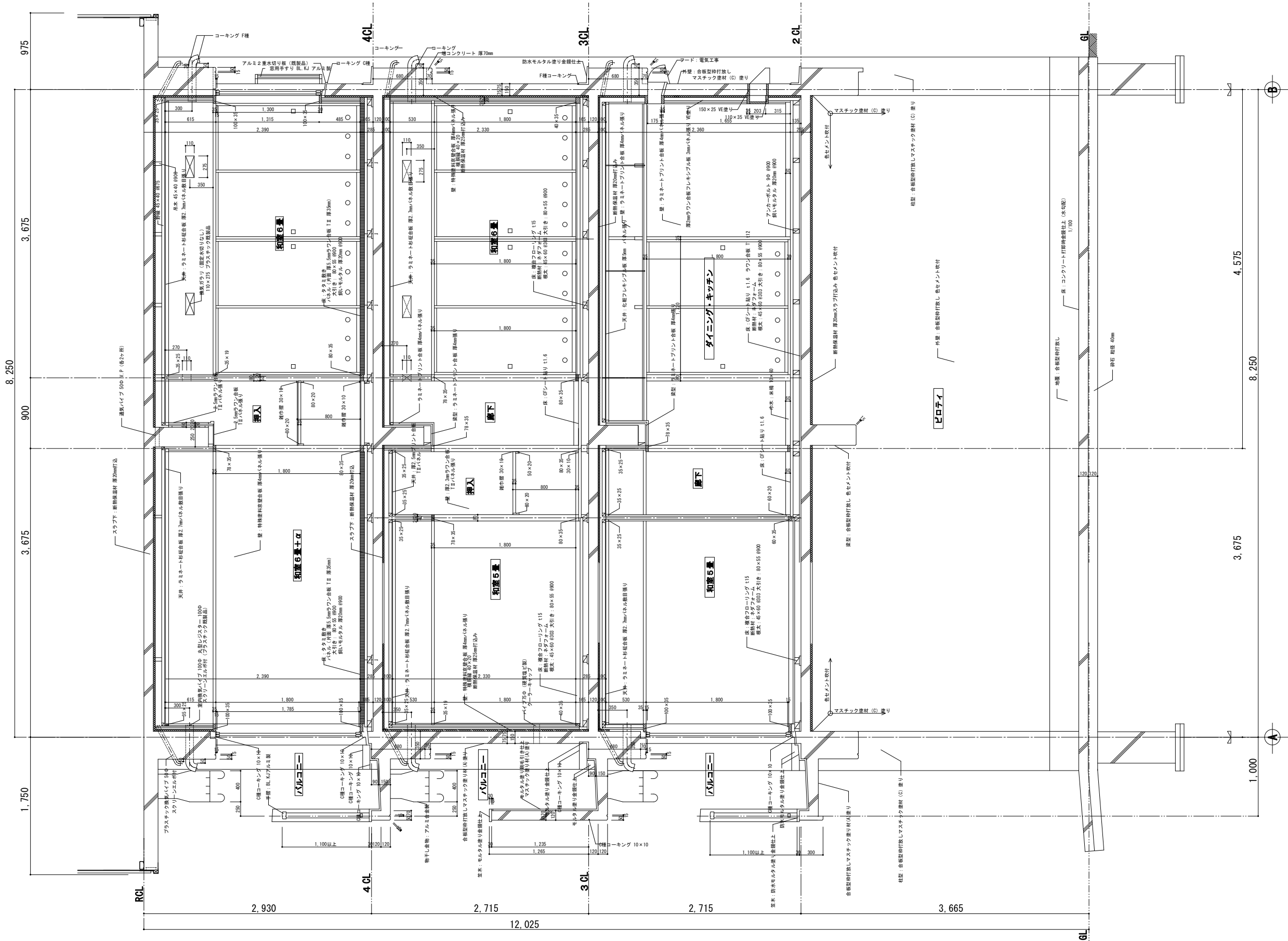
東側 立面図 S=1/100



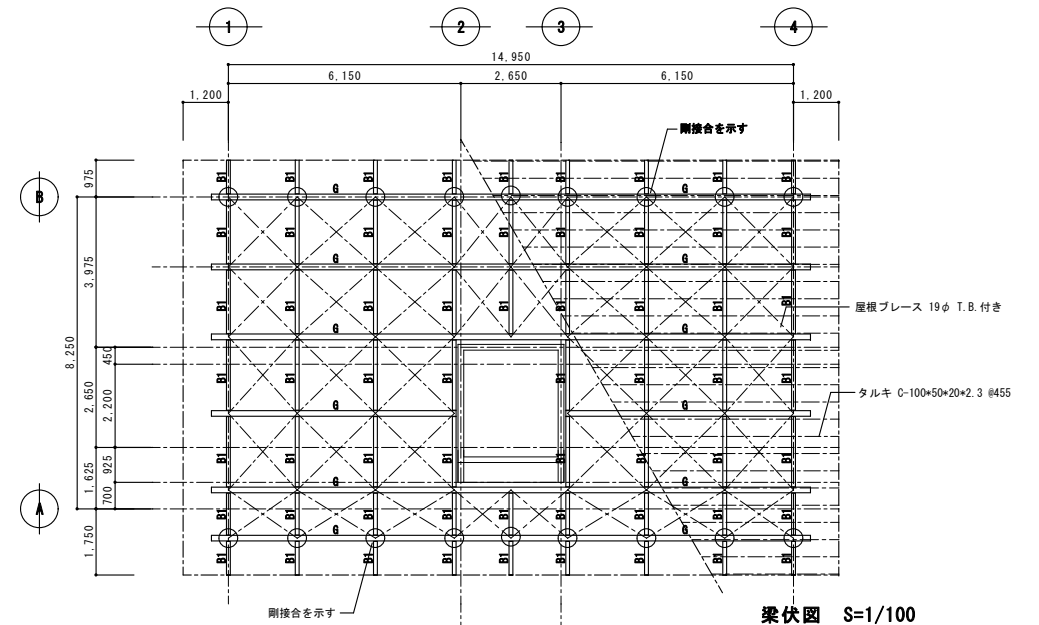
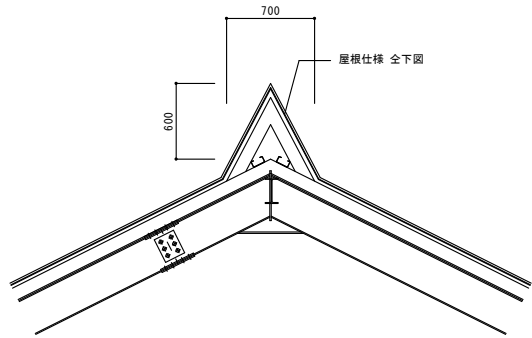
北側 立面図 S=1/100



西側 立面図 S=1/100

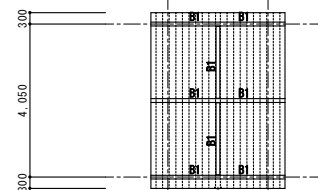


現況 矩計図 S=1/25

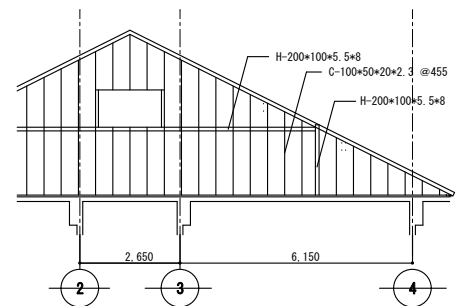


梁伏図 S=1/100

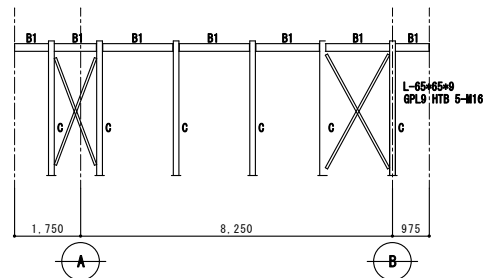
部材リスト
B H-300*150*6.5*8
C H-150*150*7*10
B1 H-200*100*5.5*8



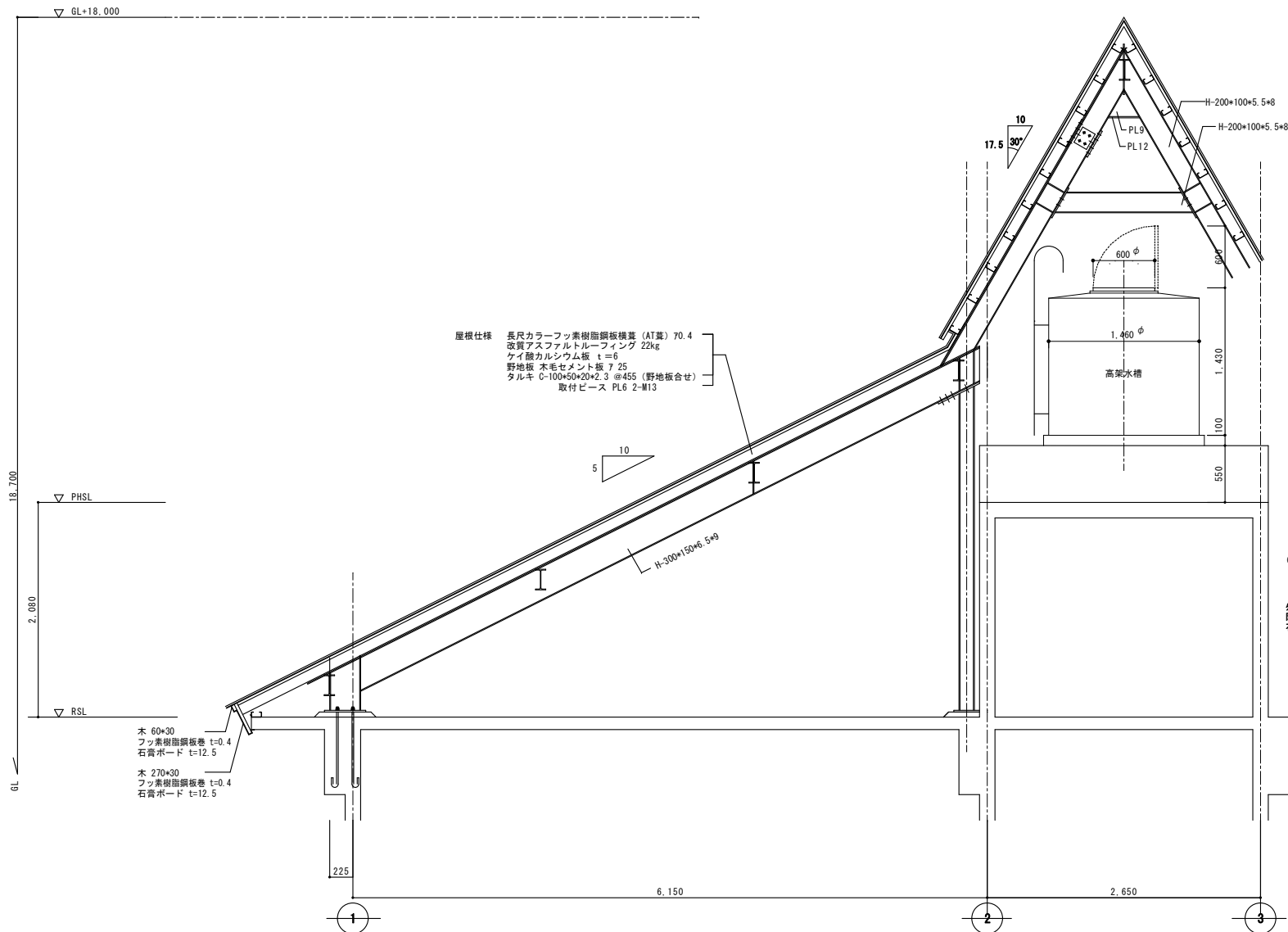
PH 梁伏図 S=1/100



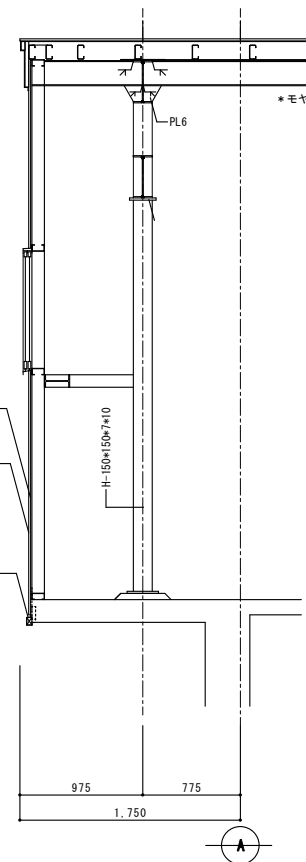
側面通り軸組図 S=1/100



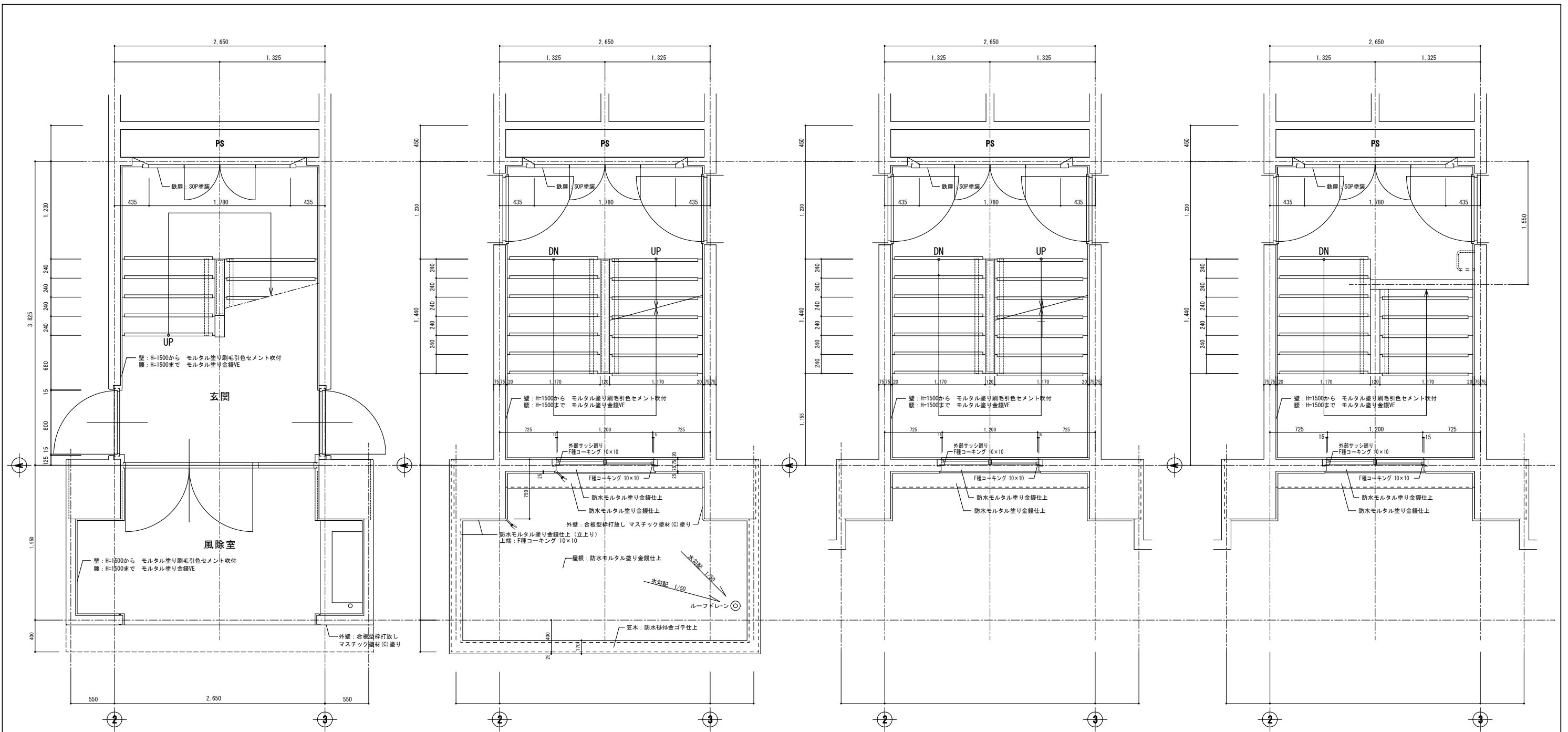
②③通り軸組図 S=1/100



改修 屋根詳細図 S=1/30



改修 側壁詳細図 S=1/30

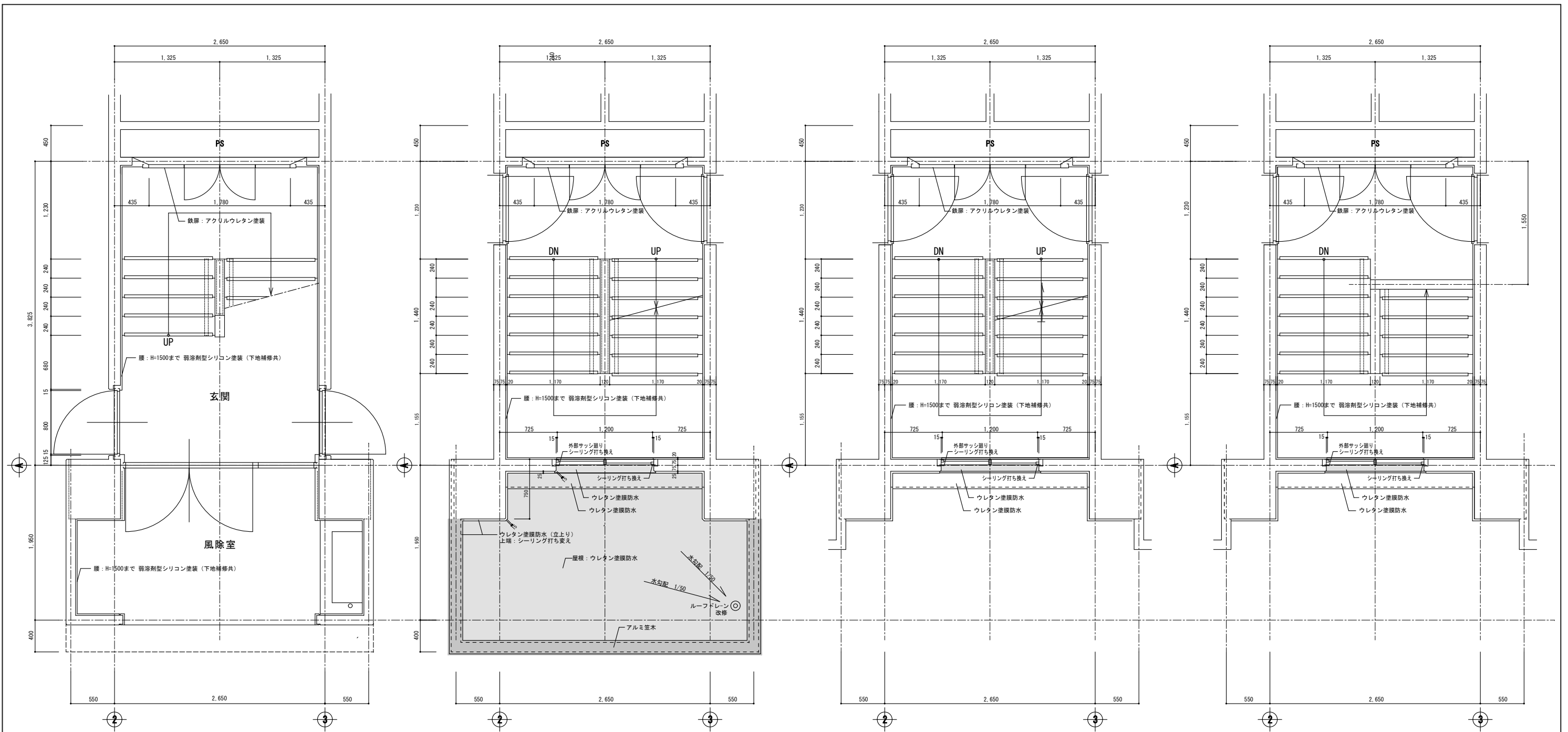


現況 1階 階段平面詳細図 S=1/25

現況 2階 階段平面詳細図 S=1/25

現況 3階 階段平面詳細図 S=1/25

2 : 32
現況 4階 階段平面詳細図 S=1/25



改修 1階 階段平面詳細図 S=1/25

改修 2階 階段平面詳細図 S=1/25

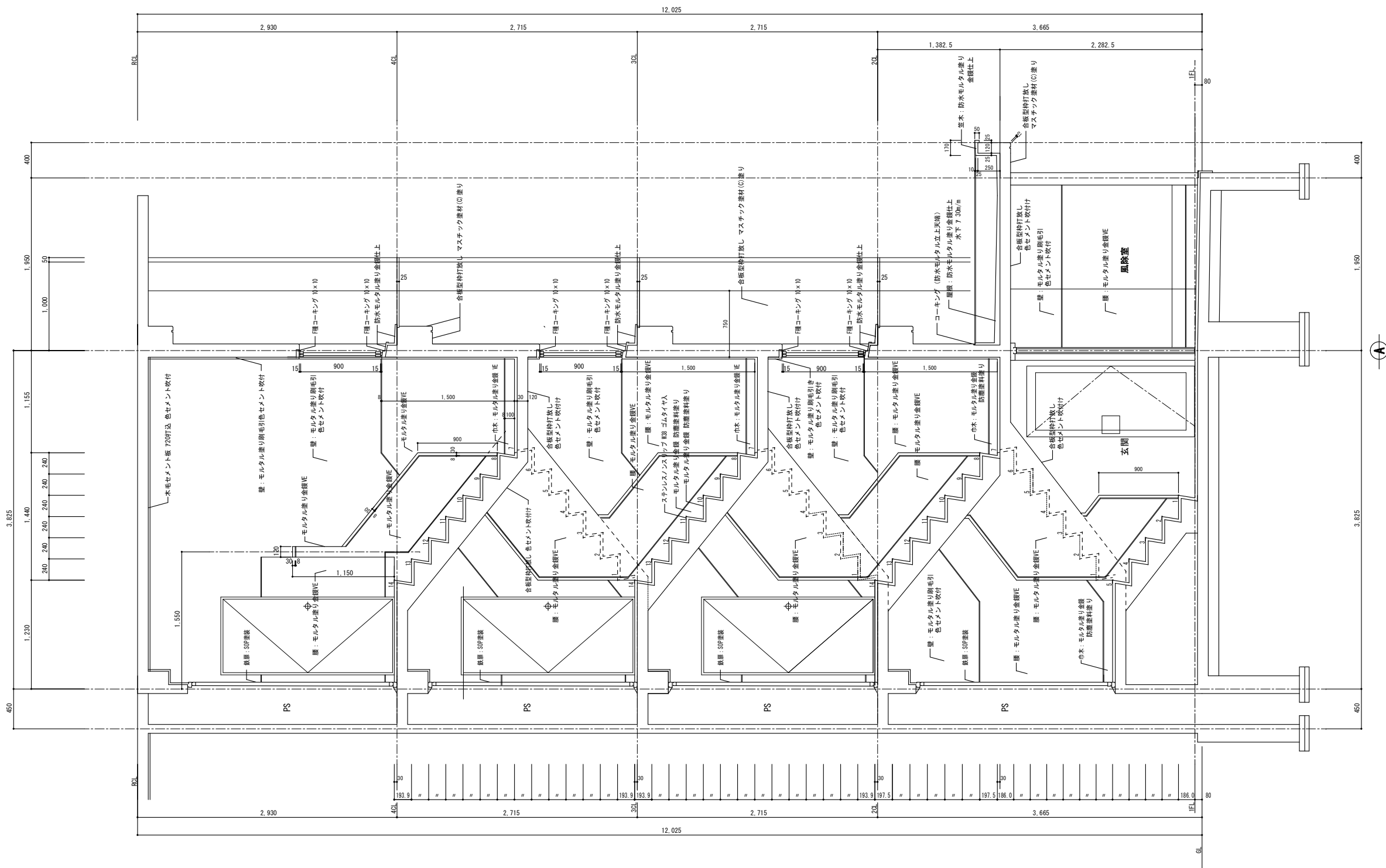
改修 3階 階段平面詳細図 S=1/25

改修 4階 階段平面詳細図 S=1/25

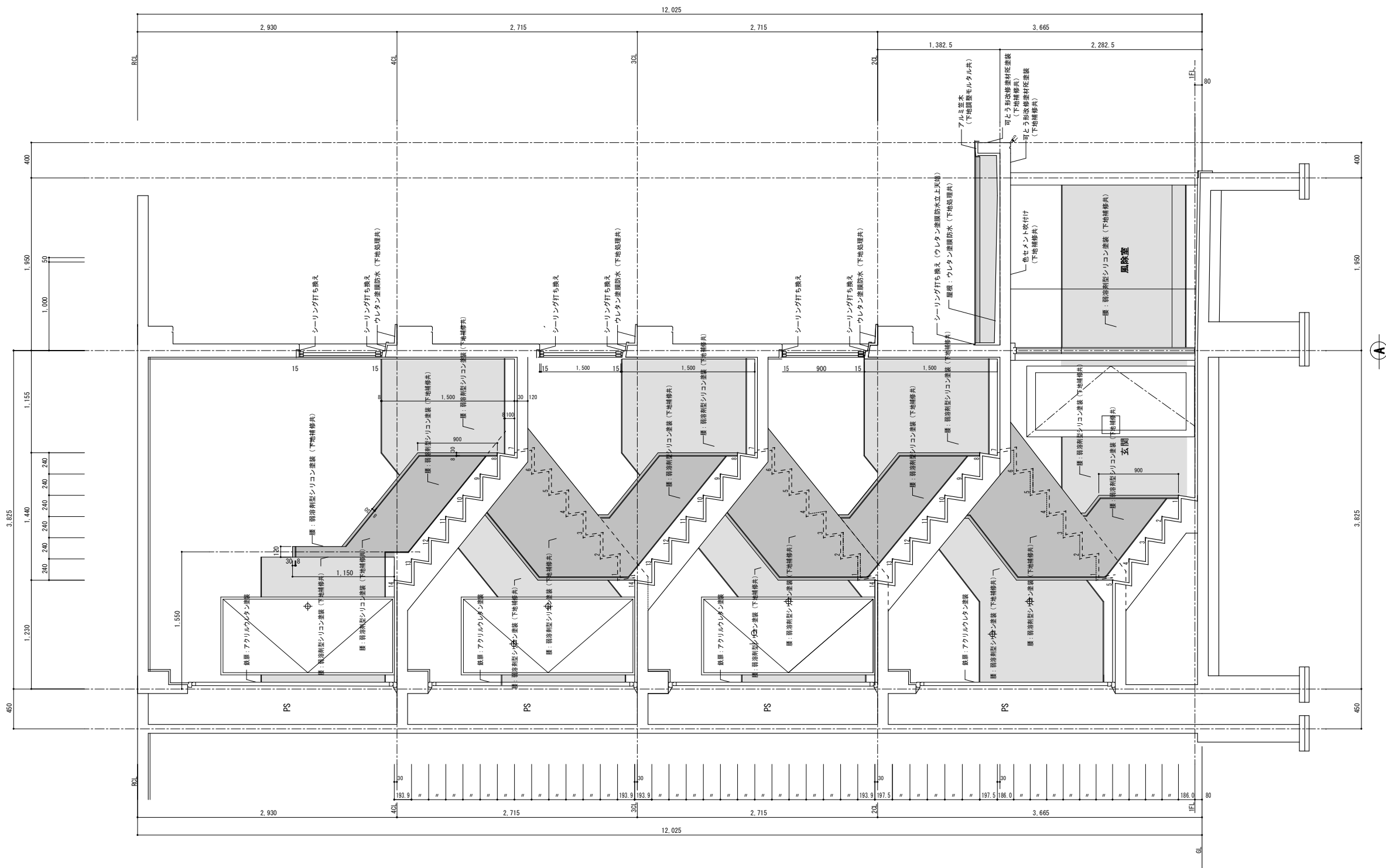
室名 玄関・階段室		
	改修前	改修後
天井	合板型枠打放し 色セメント吹付け	既存のまま
壁	モルタル塗り刷毛引色セメント吹付	既存のまま
腰	モルタル塗り金鍍 VE	弱溶剤型シリコン塗装 (下地補修共)
巾木	モルタル塗り金鍍 防塵塗料塗り	既存のまま
床	モルタル塗り金鍍 防塵塗料塗り	既存のまま
PS鉄扉	SOP塗装	アクリルウレタン塗装

室名 風除室		
	改修前	改修後
天井	合板型枠打放し 色セメント吹付け	リシン塗装 (下地補修共)
壁	モルタル塗り刷毛引色セメント吹付	既存のまま
腰	モルタル塗り金鍍 VE	弱溶剤型シリコン塗装 (下地補修共)
巾木	モルタル塗り金鍍 防塵塗料塗り	既存のまま
床	モルタル塗り金鍍 防塵塗料塗り	既存のまま

風除室屋上・㊤通㊡-㊢間 外部		
	改修前	改修後
風除室屋上	防水モルタル金鍍仕上げ	ウレタン塗膜防水 (下地補修共)
バラベットの	防水モルタル金鍍仕上げ	ウレタン塗膜防水 (下地補修共)
バラベットの	防水モルタル金鍍仕上げ	アルミ笠木 (下地調整モルタル共)
梁型上端	防水モルタル金鍍仕上げ	ウレタン塗膜防水 (下地補修共)
外部7ㄥミサッシ廻り	F種コーキング	シーリング打ち換え
外部7ㄥミサッシ水切部	防水モルタル金鍍仕上げ	ウレタン塗膜防水 (下地補修共)



現況 階段断面図 S=1/25

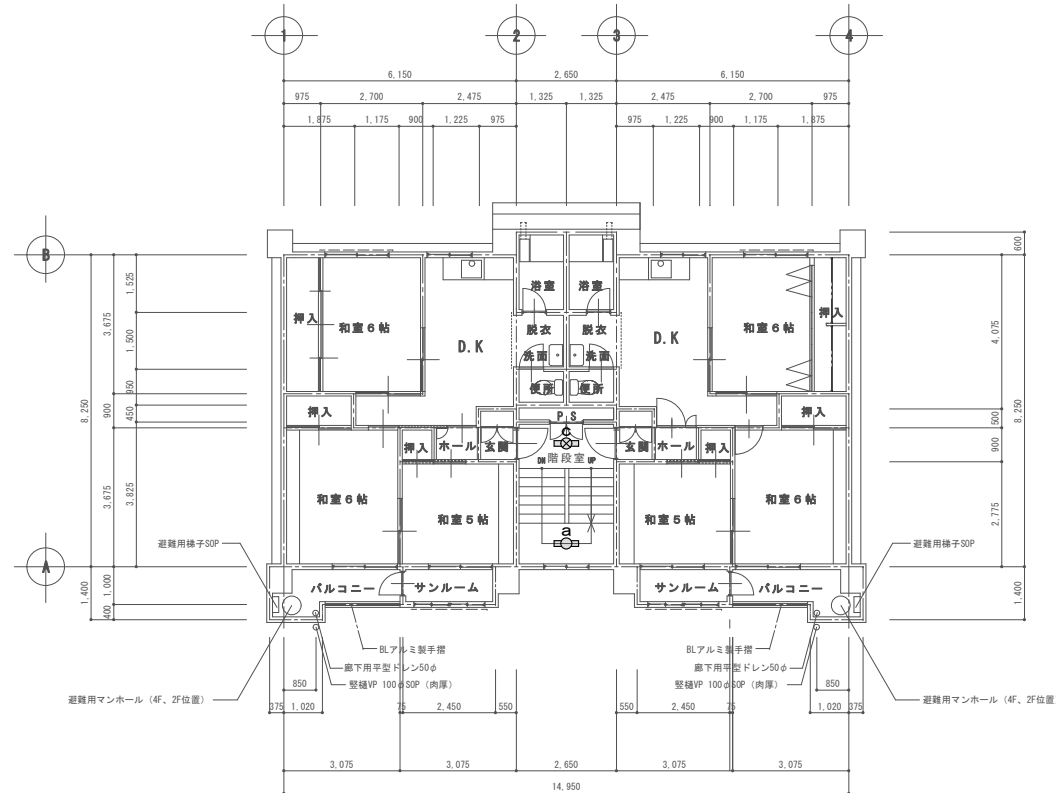


室名 玄関・階段室		
改修前		改修後
天井	合板型打放し 色セメント吹付け	既存のまま
壁	モルタル塗り 刷毛引色セメント吹付	既存のまま
腰	モルタル塗り金銀 VE	下地補修 + 弱溶剤型シリコン塗装
巾木	モルタル塗り金銀 防塵塗料塗り	既存のまま
床	モルタル塗り金銀 防塵塗料塗り	既存のまま

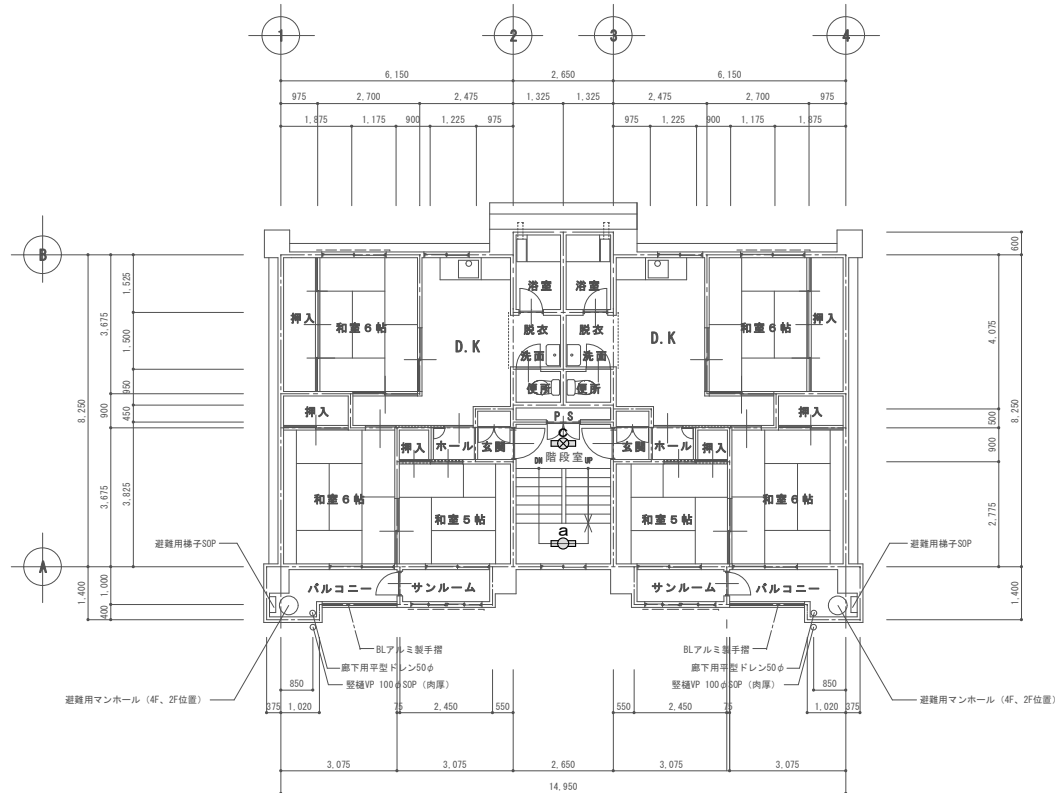
室名 風除室		
改修前		改修後
天井	合板型打放し リシン塗装	下地補修 + リシン塗装
壁	モルタル塗り 刷毛引色セメント吹付	既存のまま
腰	モルタル塗り金銀 VE	下地補修 + 弱溶剤型シリコン塗装
巾木	モルタル塗り金銀 防塵塗料塗り	既存のまま
床	モルタル塗り金銀 防塵塗料塗り	既存のまま



改修 階段断面図 S=1/25

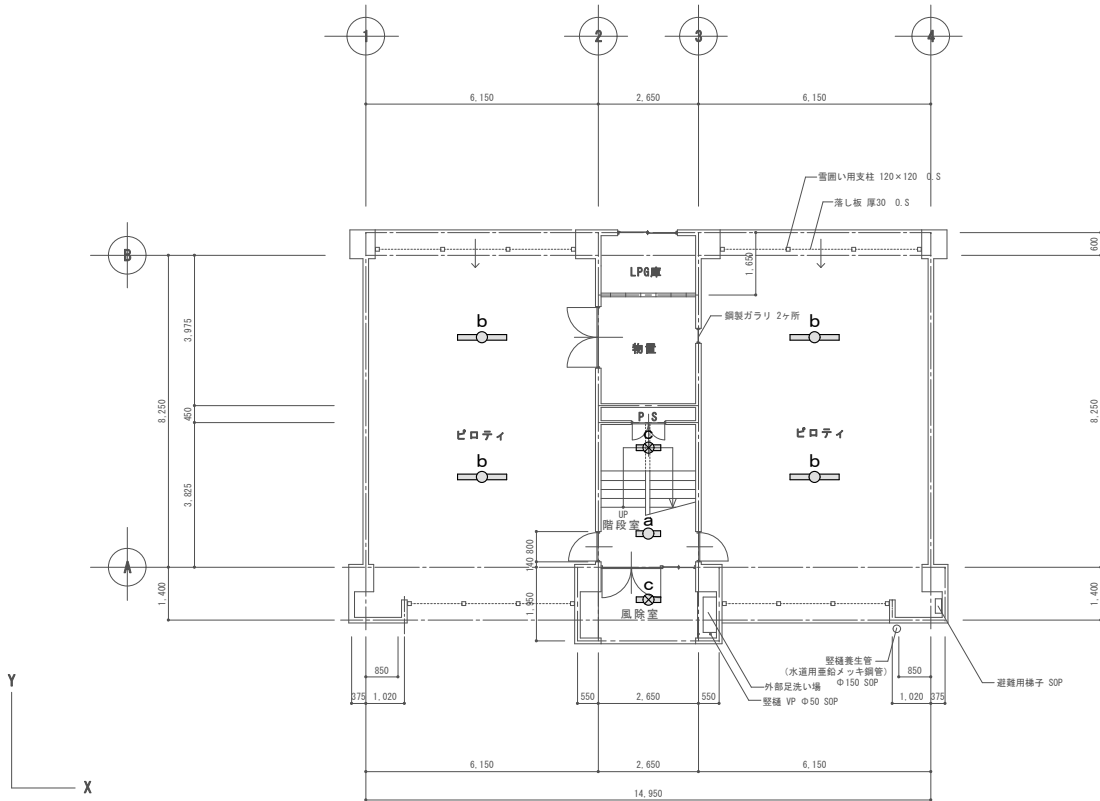


3階平面図 S=1/100

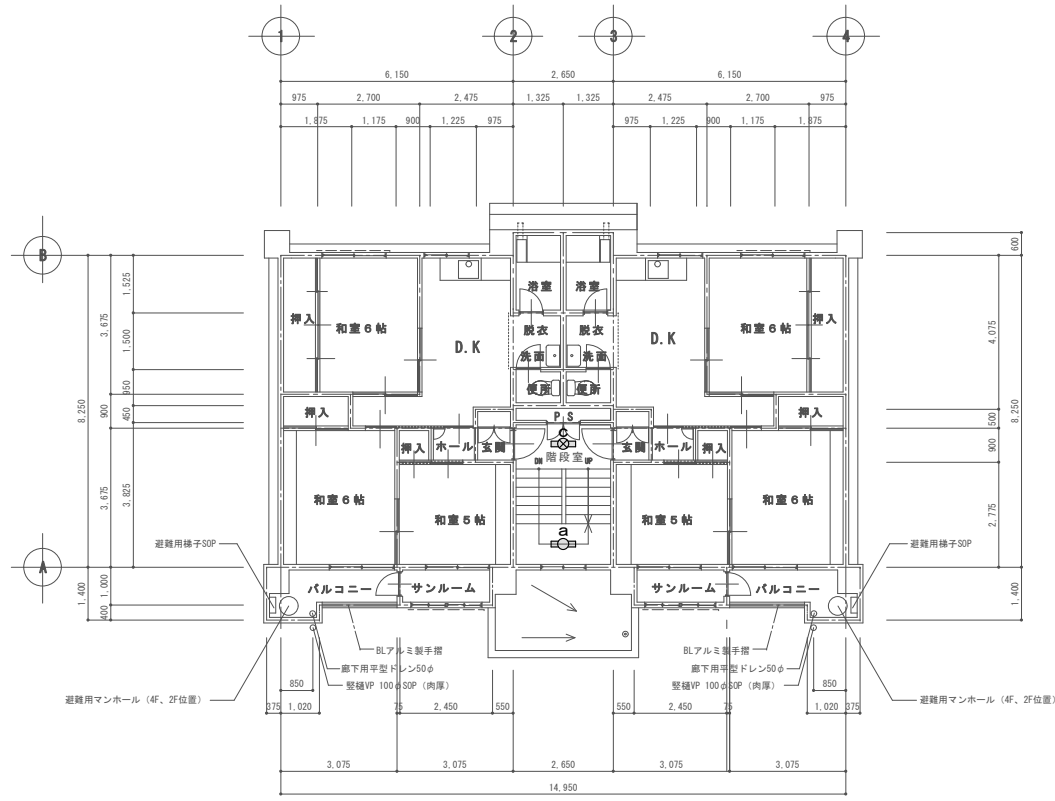


4階平面図 S=1/100

＜器具更新概要＞		
照明器具 (a)		参考品番 XFX210AENLE9
照明器具 (b)		参考品番 XFX430AENLE9
照明器具 (c)		参考品番 XDL211AGNLE9



1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100